

「用途の特例」説明書

通常は口径別料金ですが、公衆衛生や公共的観点、または特殊な使用形態という観点から「用途の特例」制度があります。

お申込みの前に、この説明書をよくお読みいただき、所定の申込書でお申込み下さい。

なお、詳細については料金課（0178-70-7010、または7012）までお問い合わせ下さい。

1. 用途の特例の種類

プール用

- ・学校または公共のプールに使用するもの
- ・基本料金 口径別基本料金と同じ
- ・従量料金 200 円（1 m³につき）



浴場用

- ・青森県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場
- ・基本料金 22,648 円（200 m³まで）
- ・従量料金 207 円（201 m³以上のとき 1 m³につき）



船舶用

- ・船舶給水所から航海中の生活用水として給水するもの
- ・基本料金 なし
- ・従量料金 238 円（1 m³につき）



臨時用

- ・メーターを設置しないで一時的に使用するもの（タンクや水槽など容量が明らかなものに給水するときや私設消火栓を目的外に使用するとき）
- ・基本料金 なし
- ・従量料金 453 円（1 m³につき）

2. 注意事項

申込書を受理後、内容を審査し、必要に応じて現地調査を行います。

審査結果は、決定通知書または非該当通知書によりお知らせします。

審査には、2～3 週間ほど要します。

特例の適用時期は、決定通知に表示します。

基準に適合しなくなった場合は、特例が解除になります。

解除された場合は、解除通知書によりお知らせします。

特例が適用されても、必ずしも口径別料金より安くなるとは限りません。各々の使用状況をよくご確認のうえ検討してください。